

「慶應義塾臨床研究審査委員会標準業務手順書」に関する申し合わせ

慶應義塾臨床研究審査委員会

制定 2024年 3月 25日

施行 2024年 4月 1日

1. 2.1.7の委員会への陪席を求める者は、研究責任医師とする。
  - 1) 委員長が適切な理由であると認めた場合は、実務を担う研究分担医師が陪席できる。
  - 2) 研究事務局等の研究支援者や、研究対象とする医薬品等の製造販売元企業社員等で、委員会  
が質疑を行う可能性がある者については、委員長の指名により陪席を求めることがある。
  - 3) 非特定臨床研究の審査意見業務において、非特定臨床研究を実施する者等に対して陪席を求  
める場合は、2.4.1の規定により、特定臨床研究の審査意見業務の場合と同様とし、委員会への陪  
席を求める者については、本申し合わせの第1条および同条の第1項から第2項までの通りとす  
る。

以上